

第 65 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会 実行委員会規約（案）

（名 称）

第 1 条 この会は、第 65 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 実行委員会は、第 65 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会（以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

（事 業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 大会の開催に必要な総合企画に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組 織）

第 4 条 実行委員会は、各道県の無形民俗文化財担当の文化財保護審議会委員及び文化財行政担当課長等をもって充てる。

（役 員）

第 5 条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
 - (3) 監 事 1 名
- 2 委員長は、北海道教育委員会教育長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、北海道文化財保護審議会委員をもって充てる。
 - 4 監事は、北海道教育庁総務政策局総務課長をもって充てる。

（役員の仕事）

第 6 条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 4 双方代理となる事項については、第 1 項の規定にかかわらず、委員長がその職務を副委員長に委任する。

（任 期）

第 7 条 役員及び委員の任期は、実行委員会設立の日から実行委員会解散する日までとする。ただし、委員長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

- 2 委員が就任時における所属機関等を離れた場合において、その委員は辞任したものとみなし、当該所属機関等の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 委員長は、前二項の規定により委員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(会 議)

第 8 条 実行委員会は、委員長及び副委員長及び委員により構成する会議によって運営する。

2 実行委員会の会議は、委員長が招集する。

3 会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会開催の総括的企画及び運営に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

4 会議の議長は、委員長があらかじめ指名した者がこれに当たる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 実行委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

7 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任するか、又は、書面を持って議決に加わることができる。この場合において、前二項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。

(専決処分)

第 9 条 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はその議決すべき事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第 10 条 実行委員会の事務を処理するため、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経 費)

第 11 条 実行委員会に必要な経費については、北海道が負担する。

2 実行委員会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 負担金
- (2) その他の収入

(予算及び決算)

第 12 条 実行委員会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(解 散)

第 13 条 実行委員会は、大会事務の完了をもって解散とする。

(残余財産)

第 14 条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、北海道教育庁に帰属するものとする。

(剰余金及び欠損金の処理)

第 15 条 実行委員会が解散するときに剰余金及び欠損金が発生する見込みとなった場合には、実行委員会の決定によりこれを処理しなければならない。

(事故の処理)

第 16 条 実行委員会は、第 3 条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得てこれを処理しなければならない。

(解散後における事務の処理)

第 17 条 実行委員会の解散の後、大会に関する問い合わせその他の事務については、北海道教育庁において処理する。

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 5 年 月 日から施行する。